

保育施設入園選考基準表

番号	形態	区分	基準内容	選考指数	
1	就労	外勤 自営（外勤）	月20日以上	1日8時間以上	9
				1日6時間以上8時間未満	8
				1日4時間以上6時間未満	7
				1日3時間以上4時間未満	3
			月15日以上	1日8時間以上	8
				1日6時間以上8時間未満	7
		1日4時間以上6時間未満		6	
		月15日未満	1日8時間以上	6	
			1日8時間未満	3	
		内勤 自営（内勤） 農業	月20日以上	1日8時間以上	7
				1日6時間以上8時間未満	6
				1日4時間以上6時間未満	5
			月15日以上	1日8時間以上	6
				1日6時間以上8時間未満	5
1日4時間以上6時間未満	4				
月15日未満	1日8時間以上		4		
	1日8時間未満		1		
内職	月15日以上	3			
	月15日未満	1			
2	母親の 出産	出産	出産予定月の2箇月前の1日から出産月の2箇月後の末日までの期間（流産を含む）	8	
3	親の疾 病等	入院	1箇月以上入院する者	10	
		自宅療養	1箇月以上常時臥床及び安静加療が必要と医師から診断を受けた者	8	
			疾病は比較的軽症であるが、定期的通院を要する者	3	
			障がい等	①1・2級②A③1級④4以上	①身体障害者手帳②療育手帳③
		①3・4級②B③2級④1以上		精神障害者保健福祉手帳④要介	7
		①5・6級②C③3級⑤要支援		護認定を所持する者	5
		その他	①～⑤には至らないが保育が必要と認められる場合	3	
4	疾病の 介護等	入院者看護	月120時間以上看護・付添	8	
			月60時間以上看護・付添	5	
		自宅介護等	①1・2級②A③1級④4以上	①身体障害者手帳②療育手帳③	8
			①3・4級②B③2級④1以上	精神障害者保健福祉手帳④要介	6
			①5・6級②C③3級⑤要支援	護認定を所持する者	4
			①～⑤には至らないが保育が必要と認められる場合	2	
		通院付添	月120時間以上の付添	4	
			月60時間以上の付添	3	

5	家庭の災害	震災、風水害、火災その他の災害による居宅の復旧	10
6	求職	求職活動中又は起業準備中	0
7	就学	月120時間以上学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している場合	7
		月60時間以上120時間未満学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設に通所している場合	5
		就学している。（上記以外）	3
8	虐待等	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要	20 (上限)
9	特例	上記以外で保育を必要とする状態であると市長が認めた場合	20 (上限)

調整指数（選考指数に対して加算・減算を行う。）

番号	内容	調整指数
①	ひとり親世帯	4
②	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	1
③	生計中心者の失業による求職活動	1
④	希望園に、兄弟姉妹在園児がいる場合	1
⑤	就労予定の場合	-2

(備考)

両親のうち指数が少ない方の指数を選考指数とする。